

# 的外



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り  
第344号  
平成30年12月

みのる法律事務所 <http://www.minoru-law.com/> ✉ [minoru@minoru-law.com](mailto:minoru@minoru-law.com)



いな べん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ③9

問われて  
はじめて考えた  
あるべきは  
稼げる弁護士  
吠える弁護士



平成30年12月11日  
青空浮世乃捨



「どのような弁護士であるべきか」と問われて、はじめて、「どのような弁護士であるべきか」と考えて47年間弁護士をやってきたのかを見直してみました。

- 1は「金の稼げる弁護士」
  - 2は「憲法の番犬として吠える弁護士」
- を目指してきたような気がします。

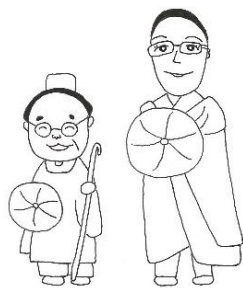
「金の稼げる弁護士」とは、クライアント（お客様）が、金を払っても惜しくないと思える弁護士です。ここは駄目でした。なれませんでした。

「憲法の番犬として吠える弁護士」とは、個人の命や人権が侵されそうになったら吠える弁護士です。ここは内容はともかく、多くの本を書いて吠えてきましたし、いまでも吠えていますし、これからも吠え続けます。

最近、それにあるべき弁護士の3として「人生は、どう生きるべきかを語り合えるような弁護士」を付け加えたいと思います。

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ④

「そうだよね」  
と言われて嬉し  
哲学書  
新元号でも  
楽しみ合うのみ



平成30年12月11日  
青空浮世乃捨

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学の本を出したら、大勢の人から「そうだよね」と言ってもらっています。嬉しくなります。

今年も、この事務所便りをお読み戴いている皆様をはじめとする、まわりの人に助けて戴きながら楽しみました。心底より御礼申し上げます。ありがとうございました。

来年は、新しい元号になるとのことです。どのような元号となるかは分かりませんが、「楽しく生きる」という哲学から言えば、そのまま『楽生』<sup>かくすう</sup>などかいいのではないか、と思ったりしています。「楽」は画数が多いのが気になります。安心して生きる『安生』、心地よく生きる『心生』はどうかなどと相変わらず馬鹿を楽しんでいます。

元号はどう変わろうとも、来年もまた、いっしょに、人生を楽しみ合っ  
て下さるようお願いします。

## どのような弁護士でいたいのか？

平成30(2018)年11月10日午後1時から予定時間を大幅にオーバーし午後4時近くまで、京都大学ロースクール(裁判官や弁護士などを目指す生徒のための大学院)の講義で、ゲストスピーカーとして話す機会がありました。

47年間の田舎弁護士としての体験に基づき、弁護士の現実と理想などについて語りました。その中で、特に印象に残っているのは、「どのような弁護士でいたいのか」との質問に対し、①「金の稼げる弁護士でいたい」、②「憲法の番犬でいたい」、③「人生を語り合える弁護士でいたい」と答えたことです。深く考えた答えではなかったのですが、後で考えてみますと、本音であることは間違いないと思いました。いまもそう思います。

弁護士は、看板を掲げ、弁護士業を営んでいます。生活のためにしている仕事つまり商売です。クライアント(お客様)に大勢来てほしいのです。そして、多くの金を払ってほしいのです。弁護士業も商売である以上、これは当然のことです。それだけに拘ることは、いかがかと思いますが、なんら恥ずべき望みではなく、正当な望みだと思います。

金を稼ぐ弁護士を「悪徳弁護士」などと決めつけるのはいかがなものでしょうか。悪徳とは、道徳にそむくようなひどい行いや心を言うのですが、多くのクライアントのために働き、他の弁護士より努力し、その結果、多くの金を稼ぐ弁護士は、賞賛されることがあっても、非難されるべきものではありません。確たる根拠もなく、悪徳弁護士などと金を稼ぐ弁護士を中傷するのは、金の稼げない人のひがみと言われても仕方ありません。



クライアントが少々多目の弁護士費用を払っても、「あの弁護士に弁護してもらいたい」と思えるような弁護士になりたいのです。

「あれだけの仕事をしてくれたのだから、これだけの金を払うのは惜しくはない」と、クライアントが満足して金を払ってくれるような弁護士でありたいのです。できれば「あの弁護士と知り合え、金や事件の解決以上のものを得た」と思ってもらえるような弁護士でありたいのです。

商売人としての弁護士のあり方については、「クライアントが喜んで金を払ってくれる弁護士でありたい」と思い、それなりの努力をしてきたつもりです。結果は残念ながら金の稼げる弁護士にはなれていません。能力と努力が足りないのです。この目標はこれまでのところ達成できていません。「金の稼げる弁護士でありたい」という目標は断念します。

ですが、「粘り強く 負けても頑張れ 最後まで」という「弱者の哲学」と称している「いなべんの哲学」に従い、「あれだけやってくれたのだから負けても悔いはない」とクライアントに思ってもらえるような弁護士を目指すことはこれからも続けます。その点についてはこれまでも自画自賛となりますが一応納得できるようにやってきた気がします。

クライアントは「勝ってほしい」と思うのは当然です。ですが、勝ち負けは5分5分です。そこに拘ったら弁護士の仕事はできません。弱者は負けそうな立場の人が多いのです。特に、国などを相手にする裁判では、勝ち目がないようなケースも少なくないのです。結果ばかりに拘っていたら、負けそうな仕事は受けられなくなってしまいます。弱者の弁護や国などの

強い組織を相手にする事件は引き受けられなくなってしまいます。

結果はともかく、クライアントが言いたいことを言い尽くし、「それだけ言ってもらい、もう十分だ」と思われるような仕事をしたいのです。普段、言いたくても言えない人に代わって言ってやることは、弁護士の本来の責務です。勝ち負けという結果も大事ですが、クライアントの言いたいことを言ってやれたかどうかの方が大事だと思って仕事をしています。

そうは思っている、現実に裁判で負けたら、クライアントの悔しそうな顔が頭から離れず辛いものです。ですが、これまで多くのクライアントに、「勝ち負けはともかく、一生懸命やってくれて、ありがとう」と言われ、救われてきました。これからも、負けるであろう事件でも引き受け、クライアントと一緒に言うべきことを言ってやりたいのです。

「粘り強く 負けても頑張れ 最後まで」の弱者の哲学で、負けそうな事件も喜んで引き受けていくつもりです。クライアントが「よくやってくれた」と思ってくれるように頑張りたいのです。裁判は、裁判官という人間が裁くものです。その裁判官を説得できなかったという思いは、敗訴裁判には残りますが勝ち負けに拘らないで、説得のため最善を尽くしたと思える仕事をする弁護士でありたいのです。それを別の言葉で言うと、「金の稼げる弁護士でありたい」ということになるのです。



「憲法の番犬でありたい」というのは、国家権力が個人の尊厳を侵すような気配を見せたら、吠え続ける弁護士でありたいということです。

弁護士は、難関と言われる司法試験に合格し、国家から与えられた憲法上の地位です。私が司法試験に合格した時代は、3万人近い受験者は、3

段階の試験を受け最後に合格者として残るのは約500人でした。60人に1人位しか合格できなかったのです。弁護士資格は貴重でした。振り落とされた多くの不合格者の涙の上にもらった資格です。憲法が、法律がそのようにして得た弁護士資格者に求めているのは、権力者の横暴から憲法を守れということだと確信しています。

弁護士資格は、商売として弁護士業を独占的に営むことができる資格という一面があります。この資格がない人が弁護士の仕事をしますと処罰されます。それだけ弁護士は法によって守ってもらっているのです。その反面、憲法の番犬という役目を負っているのです。

この憲法の番犬という弁護士の責務を果たす弁護士でありたいのです。それは国家権力のためではありません。憲法が究極の価値としている個人の尊厳を守るためです。人間一人一人が持っている命と人権を守るためです。国家権力により国民の命と人権が侵されそうになったら、それを守る、つまり憲法を守る番犬としての役目を期待され、弁護士という資格は与えられているのです。

憲法の究極の目標は、個人の尊厳、つまり人間一人一人の命と人権を守ることにあります。憲法は、国家よりも個人に価値を置いているのです。

人間の命と人権を守るのは、最終的には、一人一人の国民ということになりますが、まず、個人の尊厳が侵されそうになったら、吠える番犬が必要です。憲法は、それを弁護士にやらせようとしたのです。弁護士は、憲法を守る、個人の尊厳を守る番犬という立場があるのです。吠えない犬は、番犬には向きません。国家権力に尻尾を振っては、弁護士として失格です。





弁護士は、権力者に憲法を守らないような気配を感じたらまず吠え、時には噛みつかなければなりません。憲法は、国民が、憲法が与えた権力者がその立場をわきまえず憲法に反し、国民の命や人権を侵すかもしれないと考え、自らを守るために弁護士という憲法の番犬を置いたのです。

個人の尊厳を侵す最も悪いものは、戦争です。戦争は人間の命と人権を侵す最も危険なものです。弁護士は、戦争の気配を感じたら、誰よりも先に憲法の番犬として吠えなければなりません。

私は、第一次安倍政権が憲法改正を言い出した時点で、『改正権者のあなたに知ってほしい』というサブタイトルで『田舎弁護士の大衆法律学—憲法の心』（旧憲法の心）を発刊しました。

第二次安倍政権が再び憲法改正を言い出しましたので、『新憲法の心』を書き始めました。新憲法の心は、『戦争の放棄』を第1巻から第23巻まで発刊しました。この本は、表紙の色に従い『青い本シリーズ』と呼んでいます。その後、『新憲法の心』は、『国民の権利及び義務』に移り、現在発刊継続中です。この本は『緑の本シリーズ』と呼んでいます。

私には、弁護士になった最初から、弁護士は、憲法の番犬であるという意識が強くあったわけではありません。弁護士の仕事を続けているうちに、そういう気になりだし、憲法に関する本を書き続けているうちにそういう意識はだんだん強くなってきました。

最近では、弁護士は、憲法の番犬であるという思いを若い弁護士の先生方にも押しつけがましく話すようになっていきます。全国の九条の会で活動

している若い弁護士さん達の存在には大変心強く感じています。

本を発刊し、それで金を稼ごうなどという考えはありません。むしろ、本の発刊では金が出ていく一方です。商売としての弁護士業で稼がしてもらった金を、憲法の番犬として吠えようと本を発刊し続けて食い潰<sup>つぶ</sup>しているというのが実態です。

ですが、本を発刊し、吠えていますと憲法の番犬という弁護士の責務をいくらかでも果たしている気がし、ほっとすることがあります。今後も、憲法の番犬として吠える弁護士であり続けたいのです。

47年間も弁護士をさせてもらいました。もうあまり先はありません。「どのような弁護士でありたいか？」と問われても、これから先、このような弁護士を目指すと言ってもいまさらという気もします。

ですがまだ夢はあります。これから先は法律とか、裁判とかに限らない医療や哲学などを総合した人間力を高め、裁判に勝つとか、争いごとに勝つなどという狭い世界に止まらず、裁判などという一般通常人にとっては非日常とも思える世界に止まらないで、「人生は、どう生きるべきか」ということを身のまわりの人と語り合いたいのです。



「どのような弁護士でありたいか？」という問いに対しては、これまでは「金の稼げる弁護士でありたい」と「憲法の番犬でありたい」と思ってきましたが、これから先は、1. 金の稼げる弁護士でありたい、2. 憲法の番犬でありたいに、3として、「人生は、どう生きるべきかを語り合えるような弁護士でありたい」という答えを、プラスしたいと思います。



## 民事裁判と話し合い



「離婚したいので、その手続を頼みたい」というクライアント（相談者、依頼者、客）があったら、まず協議離婚を成立させる努力をします。まず話し合いでの解決を試みます。いきなり裁判にしたりはしません。

これまでの私の経験では、「離婚したいので手続を頼みます」という事件依頼が100件あったとしたら、そのうち80件位は相手方と話し合いをして、協議離婚を成立させています。中には仲直りさせたケースもあります。金にはなりません、それ以上にほっとした気分になります。残りの20件くらいは裁判手続を取ります。まず調停手続となりますが、そのうち80%位は調停で話し合いが付き、離婚が成立しています。残りの4~5件が正式裁判となります。そのうちの半分以上は裁判官の仲介で話し合いができ、和解離婚となっています。とことん判決までいくケースは、100件中1~2件ということになります。それも一審判決が出て、控訴となるケースが多く、控訴審で話し合いが付き、和解となるケースも少なくないのです。最後の最後まで話し合いが成立しないケースは100%に近いくらいありません。

このように、私の場合は、離婚事件は判決という裁判で解決することはほとんどなく、話し合いで決めているというのが実情です。裁判所に仲に入ってもらって話し合いで決めるケースまで入れれば、私が依頼された離婚事件の99%位は話し合いで解決していると言えます。

裁判をとことんやって「離婚の原因が認められないから、離婚の請求は棄却する」という判決が出て、とことん裁判までやった夫婦がその判決に従って、夫婦としてやっていけるのでしょうか。やっていける筈がありません。このような離婚を認めないという裁判は、無責任と言わなければならない気がします。離婚を認めないとしてその後はどうなるのでしょうか。そもそも、離婚事件は、



裁判で決めるより話し合いで決めるべきものではないかと思うのです。当たり前ですが、結婚を裁判でしたなどということは全くないのです。離婚だって、裁判で決めるようなことではない気がします。

「父親が死んで、母と子供達で遺産分割をしたいが、どうしたらよいか」という事件の相談があったら、まず、家族間での話し合いでの解決を勧めています。当事者だけでの話し合いが難しいと思われるケースにおいては私が仲に入って話し合いをします。「先生に分割案を作ってほしい」と言われるケースが圧倒的に多く、私が遺産分割協議書案を作り、当事者に示します。ほとんどの場合は、多少の修正はあっても、その案で遺産分割協議は成立します。

何ら揉めることもなく親子、兄弟は、「メデタシ、メデタシ」で終わるケースがほとんどです。親子、兄弟間がより仲良くなるという点が話し合いでの解決の何よりもいいところです。

このような話し合いでの解決ができなければ裁判となります。遺産分割の裁判手続きも離婚と同じで、まず調停をやります。調停で話し合いがまとまらなければ審判となります。

私の体験では、相続事件も離婚事件とほぼ似ていて遺産分割をしてほしいという事件のうち私が仲に入って、話し合いで解決するケースは80%位、調停で決まるのは調停となったケースの80%位、残りが審判まで行くこととなりますから、審判まで行くケースは、相談を受けた事件のほんの数パーセントということになります。

話し合いがまとまらないということは、互いに譲らないところがあるからです。この互いの言い分は、話し合い→調停→半決・審判と進むにつれてエスカレートします。仲の良かった親子、兄弟間に亀裂がはしります。ついには、骨肉相食こつにくあいはむ争いという状態になるケースも少なくありません。



最終的に審判で決着が付いても、壊れた親子、兄弟関係は修復できません。結婚式にも、葬式にも呼ばない、出ないという関係になるケースも沢山見してきました。父の残した財産を母と兄弟の話合いで分けられないなどということはおかしいのです。それでは財産を残した父親が気の毒すぎます。また、「荒れる浜には漁はない」と言います。遺産争いは誰も得しないのです。話合いで決めた方がいいのです。

欲からではなく相手方の気持ちを思うばかりに自分達だけでは決めかねることもあります。そのような場合に、信頼できる人に仲に入ってもらうことは有効な手段です。仲に入ってくと頼まれたらそれに応えられる弁護士になりたいと思います。

遺産を相続人の誰もが納得できるような分割案を考えるのは、法的知識だけでは足りません。人生経験を積んで、経験則を身に付ける必要があります。仲に入る人には人間力が求められます。

私は、弁護士ですが離婚事件や相続事件の解決は、裁判手続きは極力避けて、話合いで解決する方法を勧めています。当事者間で決めかねるケースにおいては、私が仲に入って、話合いでの解決がスムーズに進むようにお手伝いさせてもらっています。

裁判は、誰にとっても一生に一度あるかどうかという非日常的な事柄です。話合いは、離婚問題であれ、相続問題であれ、その他の揉め事であれ日常的で、弁護士は裁判という非日常的な事だけで生活しては行き詰まります。日常的なことに広く、深くかかわっていかねばならないと確信します。弁護士が日常的問題にかかわって生きていくためには、法律や裁判の知識だけでは足りません。人間としての力、つまり人間力を身につけ、民事裁判までいく前にも、仮に民事裁判となった後も話合いで解決してやれる弁護士になりたいのです。





## 年末年始の御挨拶



平成30(2018)年は、この事務所便りをお読み下さっている方のありがたさを、改めて知らされた1年でした。本当にありがとうございます。

5月12日に『癌体験記出版記念講演会と病気と生き方を語る集い』を開催したところ、500人の会場がほぼ満席となりました。会場側から「立ち見席は、作れない。満席となったら、入れない」と言われましたので、「折角来てくれた方が入れないなどになったら申し訳ない」と考え、全く宣伝をしないで、事務所便りをお読み下さっている方にだけ案内を差し上げました。にもかかわらず、ほぼ満席となったのです。

「何の宣伝もしないで、事務所便りを読んでくれている人だけで、これだけの人が集まるなどということは、考えられない。こんな人脈を持っている人はいない。選挙に立ったら当選確実だ」と語った人がいました。

選挙に立つなどということは考えたこともありませんが、言われてみれば損得抜きでこれだけの人が集まってくれたことは「凄いことなんだ」と改めて気が付きました。感謝の気持ちが込み上げてきました。

**本当に、本当に、ありがとうございました。**

来年は、元号も変わるとのことですが、生き方は変わりません。「人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです」という哲学に従って生きるのみです。

来年も「まわりの人」として、いっしょに楽しんで戴けますように、伏してお願い申し上げます。

年賀状を差し上げたい方は、この事務所便りをお読み下さっている方です。この事務所便りを以って年末年始の御挨拶とさせて戴き、年賀状はどなたにも出しませんのでお許し下さい。

**よいお年をお迎え下さい。合掌!!**

